

子育て ガイドブック



妊娠前から小学生・中学生・高校生まで・・・

困った時の「どうしたら？」に答えます。



大台町



編集・発行

大台町 福祉課 子育て支援センター

〒519-2428 三重県多気郡大台町栗生 1010

TEL 0598-83-3500 FAX 0598-83-2007

Email kosodate@odaitown.jp

令和 8 年 6 月発行

発行にあたり

お子さんの成長を見守りながら日々を過ごす毎日は、喜びや楽しさ、充実感等がある一方で、孤独感や不安感、ちょっと手助けしてほしい時など、様々な出来事がありますよね。今回発行しました「子育てガイドブック」は、妊娠前から小学生・中学生・高校生までのお子さんがいらっしゃるご家庭に役立つ子育て事業の紹介、各種制度や助成についての情報、連絡先などを簡単にまとめた冊子です。

近年、子ども・子育てを取り巻く環境が大きく変化しています。大台町では次世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育ち、誰もが安心して喜びと生きがいをもって子育てができるよう、今後も各種子育て支援施策を展開していきます。

このガイドブックが少しでも皆さんのお役に立てれば幸いです。

大台町



このガイドブックの記載内容は、令和8年4月現在となっています。

内容等は変更になる場合がありますので、それぞれ記載の問い合わせ先にご確認ください。



もくじ

妊娠がわかったら

こども家庭センター	P5
特定不妊治療費の助成	P5
不育症治療費の補助	P5
母子健康手帳・父子健康手帳の交付	P6
妊婦のための支援給付事業	P6
三重おもいやり駐車場利用証制度	P7
妊婦一般健康診査	P7
妊婦一般健康診査県外受診費用補助金	P7
妊婦等歯科健康診査	P8
風しん予防接種費用の一部助成	P8
パパママ教室	P9
高齢者等外出支援(タクシー券)	P10
チャイルドシート購入費補助金	P10
大台町健康づくりポイント事業	P10
産婦人科・小児科オンライン相談	P11

赤ちゃんが生まれたら

出生届	P12
健康保険への加入	P12
児童手当	P13
産後ケア事業	P13
新生児聴覚スクリーニング検査費助成事業	P14
大台町産婦健康診査	P14
大台町産婦健康診査助成金	P14
出産育児一時金の支給	P15
すこやかベビー出産祝い金	P15
新生児・未熟児・産婦訪問	P15
1か月児健康診査費用助成事業	P16
子ども医療費助成	P16
児童扶養手当	P17
一人親家庭等医療費助成	P17
こんにちは赤ちゃん訪問	P17
出産祝い品贈呈	P18
のびのび相談	P18
すくすく相談	P18
ブックスタート	P18
定期予防接種	P19

任意予防接種費用の一部助成(子どものインフルエンザ予防接種).....	P19
任意予防接種費用の一部助成(乳幼児のおたふくかぜ予防接種).....	P19
県外予防接種費用の助成.....	P20
お口のお手入れ教室.....	P21
幼児歯科健康診査とフッ素塗布助成事業.....	P21
子どもの健康診査.....	P22
町営バス・デマンドタクシー運賃割引.....	P23
三重交通路線バス運賃割引.....	P23
母子父子寡婦福祉資金貸付金.....	P23

お友だちづくりの場

子育て支援センター.....	P24
三瀬谷認定こども園子育て支援室.....	P24
子育てサークル.....	P25
にこにこ教室.....	P25
大台町 B&G 海洋センター芝生広場	P25
大台町子育て応援ポイント事業.....	P26
園庭を利用したい.....	P26

保育園・認定こども園

保育園.....	P27
三瀬谷認定こども園.....	P28
フッ化物洗口事業.....	P28
母子父子家庭就学就職支度金.....	P28
Memo.....	P29

子どもを預けたい

ファミリー・サポート・センター事業.....	P30
大台町ファミリー・サポート・センター等利用支援補助金の交付.....	P31
一時保育.....	P31
学童保育.....	P32
病児および病後児保育.....	P32
こども誰でも通園制度.....	P32
Memo.....	P33

小学校・中学校等

入学するとき.....	P34
就学時健康診断.....	P34
転校の手続き.....	P35
就学援助費制度.....	P35

教育支援センター（適応指導教室）	P35
学校給食費無償化	P36
修学旅行・社会見学補助金	P36

障がいのあるお子さんへの支援

身体障害者手帳	P37
療育手帳	P37
障害児福祉手当	P37
養育医療	P37
小児慢性特定疾病医療	P38
自立支援医療（育成医療）	P38
特別児童扶養手当	P38
障がい福祉サービス	P39
障がい者医療費助成	P40
三重おもいやり駐車場利用証制度	P40
町営バス・デマンドタクシー運賃割引	P40
三重交通路線バス運賃割引	P41

子育てに関する相談

子育て相談	P42
こどもこころ家庭相談	P42
中央児童相談所による定期相談	P42
民生委員・児童委員	P43
Memo	P43

子どもの虐待防止

子どもの虐待防止	P44
----------	-----

こんなときはここに電話！

休日・夜間に体調が悪くなった	P46
子どもの病気、子育ての悩み、予防接種等の電話相談	P47
いじめ相談	P48
配偶者等からの暴力（DV）で悩んでいる	P48
児童虐待の発見・疑い	P49
町内の医療機関・歯科医院	P50
主な公共施設と医療機関マップ	P51

※予防接種スケジュール

妊娠がわかったら

こども家庭センター

妊娠前から切れ目のない支援を行うための総合相談窓口です。保健師、助産師、栄養士、社会福祉士が、妊娠期から子育て期までの不安等をお聞きし、支援を行います。

対象 大台町に居住するすべての妊産婦、こども、子育て世帯の方

内容 ○妊娠期○

妊娠届出時に話を伺い、困りごとや悩みごとがある方は継続的にサポートします。

○出産前後○

妊娠8か月時に面談を行い、出産・産後の見通しを立て、産前・産後のサービスなどの利用について、一緒に考えます。その後、赤ちゃん訪問などで赤ちゃんの発育や育児、産後ケアについてお話しします。

○子育て期○

育児や子育てへの不安がある場合は、継続的にサポートします。また、必要などきに利用可能なサービスをご紹介します。

※ ご相談いただいた内容については、秘密を厳守します。

※ 状況に応じて、臨床心理士など専門家におつなぎします。

問い合わせ 福祉課 ☎82-3783

特定不妊治療費の助成

保険適用の上限回数を超えた特定不妊治療に対し一子あたり通算8回まで、また、保険適用の特定不妊治療と併用して実施した保険適用外の先進医療の治療費の一部を助成します。さらに、2回以上の体外受精胚移植の不成功または流死産の既往がある場合、着床前胚染色体異数性検査 (PGT-A) を含む特定不妊治療についても一子あたり通算6回まで助成しています。

※対象者、助成金額等は 治療内容によって異なりますので、詳しくはお問合わせください。

問い合わせ 福祉課 ☎82-3783

不育症治療費の補助

妊娠しても流産や死産を繰り返してしまう「不育症」の治療費を補助する制度です。不育症の原因を調べて治療を受けることで、出産の可能性が高まります。経済的負担を軽減し、治療を受けやすくするための支援です。

対象となる治療 指定医療機関において受けた医療保険対象外の不育治療及びその治療にかかる検査に要した費用

対象 生殖医療専門医が所属する医療機関等、指定医療機関において、不育症と診断され、その治療を受けている法律上の夫婦

補助額 1年度1回限り、最大10万円

治療期間 検査開始日から出産

(流産、死産等を含む)までの期間が1つの治療期間となります。

問い合わせ 福祉課 ☎82-3783

母子健康手帳・父子健康手帳の交付

妊娠がわかり、医療機関で受け取った妊娠届出書を提出すると母子健康手帳が交付されます。母子健康手帳は、お母さんと赤ちゃんの健康状態や成長を記録する大切なもので、妊娠中の健診や、お子さんの健診結果、予防接種の時に必要になります。

夫(パートナー)には、夫(パートナー)としてお産や育児に関わっていただくための手引書、思い出の記録として活用いただくための父子健康手帳を交付します。また、妊婦一般健康診査や乳幼児健康診査費用の助成を受けるための「母子保健のしおり」の交付も同時に行います。

対象 妊婦とその夫(パートナー)(大台町に住民登録のある方)

交付時の内容 母子健康手帳・父子健康手帳の交付等

交付場所 福祉課(原則、福祉課で保健師面談による交付とさせていただきます。

ご都合の合わない方は、各出張所でも対応しますので、事前に福祉課へご連絡ください。

申請 妊娠がわかったら、医療機関で妊娠届出書を受け取り、上記の窓口へ妊娠届出書を提出して下さい。

問い合わせ 福祉課 ☎82-3783

※母子健康手帳の交付時に、国民健康保険に加入するお母さんに対し、産前産後国民健康保険税減額についてのご案内を行っています。対象になる方は、健康ほけん課・税務住民課までお問い合わせください。

妊婦のための支援給付事業

「母子健康手帳(妊娠届出)の交付」時に妊婦支援給付金(1回目)、「こんにちは赤ちゃん訪問」時に妊婦支援給付金(2回目)を支給します。

対象 大台町に住民票があり、妊婦給付認定を受けた方

(流産・死産・人工妊娠中絶された方も含む。)

内容 妊婦支援給付金(1回目)は妊婦1人あたり5万円、妊婦支援給付金(2回目)は妊娠している子ども1人あたり5万円を支給します。

申請 母子健康手帳(妊娠届出)の交付時と赤ちゃん訪問時に申請書をお渡しします。記入し、提出してください。

※ 妊娠が継続されなかった方は、福祉課までご連絡ください。

問い合わせ 福祉課 ☎82-3783

三重おもいやり駐車場利用証制度

母子健康手帳が交付された方や2歳までのお子さん、3歳までの多胎児のお子さんをおもちの方は「三重おもいやり駐車場利用証制度」が利用できます。

詳しくはP40をご覧ください。

問い合わせ 福祉課 ☎82-3783

妊婦一般健康診査

妊期間を健やかに過ごし、安心して出産を迎えられるよう、母子健康手帳と同時に妊婦一般健康診査受診票を交付し、健康診査費用を助成します。(一部自己負担金が発生する場合があります。)

対象 妊婦

内容 問診及び診察、血圧、体重測定、尿検査、血液検査、超音波検査等

持ち物 妊婦一般健康診査受診票、母子健康手帳、マイナ保険証及び資格確認書

場所 県内の産科医療機関・日本助産師会三重県支部に加盟する助産所

費用 妊婦一般健康診査の範囲内の検査については無料

受診方法 産科医療機関及び助産所の窓口に母子健康手帳とともに受診票を提出してください。なお、里帰り等のため、県外の産科医療機関や助産所で受診された場合は、要した費用の全額又は一部を助成する制度「妊婦一般健康診査県外受診費用補助金」もあります。詳しくは下記をご覧ください。

問い合わせ 福祉課 ☎82-3783

妊婦一般健康診査県外受診費用補助金

里帰り等のため、県外の産科医療機関や助産所で受診された場合に、妊婦一般健康診査に要した費用の全額又は一部を助成する制度です。最後に受診した日から6か月以内に申請してください。

対象 次の要件を満たしている方

- ・健診時に大台町に住民登録があり、大台町の「妊婦一般健康診査受診票」の交付を受けている方。
- ・三重県外(国内)の産婦人科、及び日本助産師会に加入している助産所または助産師により、健診を受けた方。

申請 健診を受診し、医療機関等窓口で健診費用を支払ってください。最後に受診した日から6か月以内に、次の1～4の書類を申請してください。

①申請書

※申請者の氏名と振込口座名義は、妊婦の氏名を記入してください。

②妊婦一般健康診査結果票(母子保健のしおりの券です。)

③医療機関発行の領収書

④母子健康手帳

その他③と④については、原本をお持ちください。確認の上、福祉課でコピーします。

申請場所 福祉課

問い合わせ 福祉課 ☎82-3783

妊婦等歯科健康診査

妊娠すると、体の変化や生活環境の変化等で、むし歯や歯周病にかかりやすくなります。産後はしばらく受診しにくくなりますので、夫またはパートナーとともに、妊娠中にお口のチェックをお勧めします。

対象 妊婦と夫(パートナー)〈大台町に住民登録のある方〉

内容 歯科健康診査、ブラッシング指導

場所 町内歯科医院(町内歯科医院についてはP50をご覧ください。)

持ち物 母子健康手帳、歯科健康診査記録票、マイナ保険証及び資格確認書

※妊娠届出書を提出された際に歯科健康診査記録票を配布します。

費用 無料(治療が必要な場合、保険診療となり別途料金がかかります。)

問い合わせ 健康ほけん課 ☎82-3785

風しん予防接種費用の一部助成

町が実施する定期的の予防接種以外の風しん予防接種費用を一部助成します。接種した年度の3月31日までに申請してください。

対象 予防接種を受ける日において町内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する方。

- (1) 妊娠を予定、または希望している女性
- (2) 妊婦の夫

(3) 妊婦と同居する家族

※明らかに風しん罹患歴のある方、2回以上の予防接種歴のある方、抗体陽性確認がある方は、対象外。上記妊婦が風しんに感染しないとされている抗体価を有している場合は、対象外。

金額 麻しん風しん混合ワクチンは、1人につき5,000円(1人につき1回まで)

風しん単抗原ワクチンは、1人につき3,000円(1人につき1回まで)

※生活保護法の規定による保護を受けている方は、町が予防接種費用の全額を助成します。

申請方法 接種後、下記の申請フォームより必要書類を添付の上、提出してください。

※紙での申請は原則として受付しておりませんのでご了承ください。

必要書類 <対象者(1)～(3)に共通して必要な書類>

① 申請回数分の領収書

② 接種を受けたことを証明する書類

(接種日、ワクチンの種類が記載のもの)

<対象者(2)・(3)のみ、加えて必要な書類>

③ 妊婦の母子健康手帳の表紙

④ 妊婦の風しん抗体検査結果がわかるもの

(妊婦一般健康診査結果票 等)

問い合わせ 健康ほけん課 ☎82-3785

申請フォーム



パパママ教室

内容 助産師による子育ての話や、赤ちゃんのお風呂の入れ方体験、赤ちゃんの抱き方・寝かせ方体験、栄養士による体にやさしいレシピの紹介など。

対象 希望する妊婦・夫(パートナー)・家族 ※対象者の方には通知します。

場所 健康ふれあい会館(粟生1010番地)

問い合わせ 福祉課 ☎82-3783



高齢者等外出支援(タクシー券)

妊産婦の身体的負担を軽減するため、日常生活において、タクシー等を利用し、通院等の必要な外出をする場合に、その料金の一部を助成します。

対象 大台町の住民で、母子健康手帳の交付を受けている方

(手帳交付日から1年以内)

助成額 大杉谷地区 28,800 円(1枚300円利用券を96枚交付)

川添・領内地区、栗谷・浦谷区 21,600 円(1枚300円利用券を72枚交付)

その他地域 14,400 円(1枚300円利用券を48枚交付)

※母子健康手帳交付日より1年を経過した日が属する月の末日までご利用できます。

申請時の持ち物 母子健康手帳

申請場所 生活環境課、各出張所、オンライン申請

問い合わせ 生活環境課 ☎82-3787

申請フォーム



チャイルドシート購入費補助金

6歳未満のお子さんを車に乗せる際に、道路交通法でチャイルドシートの着用が義務付けられています。お子さんを交通事故から守るため、チャイルドシートの購入に際して補助金を交付します。購入後6か月以内に申請してください。

金額 チャイルドシート購入金額の2分の1(100円未満の端数があるときは、切り捨てた額)で、1台につき最大で1万円まで。

対象 町内に住所を有する方で、町内に住所を有する乳幼児のためチャイルドシートを購入した方。対象となる児童1人につき1回限りです。

持ち物 ・領収書(原本)

・保証書(必ず購入店名の記載があるもの)

・通帳

問い合わせ 福祉課 ☎82-3783

大台町健康づくりポイント事業

大台町では、健康や介護予防に関する取り組みを行うと、商品券がもらえる、健康づくりポイント事業があります。

対象 本年度末時点で大台町に住民登録のある20歳以上の方

(平成19年3月31日より前に生まれた方)

ポイントカードの受け取り方法(場所)

健康ほけん課、各出張所、子育て支援センター、B&G海洋センター、健康や介護予

防等に関するイベントの会場、町ホームページ

ポイントの貯め方

- ・健康や介護予防に関するイベントに参加したとき
- ・がん検診や特定健診、予防接種を受けたとき
- ・健康づくりポイント事業を家族や友人に紹介したとき

※上記以外にも、様々な取り組みでポイントを貯めることができます。詳しくは、ポイントカードをご確認ください。

商品の応募方法

20ポイントが貯まりましたら、ポイントカード裏面に、名前・住所・希望する商品など必要な箇所を記入し、役場健康ほけん課や各出張所、集団検診などの各イベント会場でご提出をお願いします。

達成賞

達成者先着400名に1,000円分の『森と清流の商品券』

達成者全員に、三重県一部店舗で利用できる『三重とこわか健康応援カード』を贈呈

問い合わせ 健康ほけん課 ☎82-3785

大台町
ホームページ



産婦人科・小児科オンライン相談

大台町では、スマートフォンなどを活用し、24時間365日いつでも利用できる無料のオンライン相談を提供しています。

妊娠を考えている方、妊娠中の方、そして出産後から産後の心身の不調や、婦人科に関する悩みや疑問について、産婦人科医や助産師といった専門家に、LINEアプリ（テキスト、音声通話、ビデオ通話）を通じて気軽に相談できます。

詳しくは、大台町ホームページをご覧ください。

問い合わせ 福祉課 ☎

大台町
ホームページ



赤ちゃんが生まれたら

出生届

出生届は、赤ちゃんが生まれた日を含めて14日以内（ただし、14日目が土日祝日のときはその翌日）に届け出をしなければいけません。届け出先は届出人の本籍地・住所地・お子さんの出生地・一時滞在している実家等、いずれかの市町村役場です。

届出人 ・父又は母（父母が二人で届出することも可能です。）

・父又は母が持参できない場合は、代理の方でも受理できますが、届出人として父又は母が署名されてから代理の方に届出を依頼してください。

持ち物 ・出生届の届書（赤ちゃんの生まれた病院でもらえます。）

・母子健康手帳

その他 出生届は土日や祝日・年末年始でも役場本庁で受付をしますが、届書を預かるだけになりますので、その他の手続きは平日にお願いします。名前に使える漢字等は制限がありますので、ご注意ください。2,500g未満で生まれた赤ちゃんについては、出生届の他に「低体重児出生連絡票」の提出が必要です。

問い合わせ 税務住民課 ☎82-3784

出生届と同時に申請する制度

出生届と同時に下記の助成金を申請してください。

出産育児一時金の支給	P15
すこやかベビー出産祝い金	P15
児童手当	P13
チャイルドシート購入費補助金	P10
子ども医療費助成	P16

※助成金の内容については上記のページをご覧ください。

健康保険への加入

国内に住所のある方は、健康保険に加入しなければなりません。出生届と同様にお子さんが生まれた日から14日以内に加入手続きをしてください。

届け出 国民健康保険へ加入されている方は役場に届出をしてください。

職場等の健康保険に加入している方は、勤務先に届出をしてください。

問い合わせ 健康ほけん課 ☎82-3785

申請フォーム



児童手当

次世代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援するため、高校終了までの児童を養育している方に手当てを支給します。

対象者 高校生年代までのお子さんを養育している父母等

持ち物 ・請求者名義の通帳またはキャッシュカード

・請求者及び配偶者のマイナンバーカード

支給額 ・3歳未満（第1子、第2子）15,000円/月

（第3子以降）30,000円/月

・3歳以上高校生年代まで（第1子、第2子）10,000円/月

（第3子以降）30,000円/月

支給月 2月・4月・6月・8月・10月・12月

問い合わせ 福祉課 ☎82-3783

産後ケア事業

産後の支援を必要とする産後1年以内のお母さんと赤ちゃんに、産科医療機関・助産所等（対応可能な施設は限られます）の保健指導サービスを提供しています。

対象 ・大台町に住民票がある方

・産後1年以内（施設によって期間は異なります）のお母さんと赤ちゃん

・支援を必要とするお母さんと赤ちゃん（専門的な治療の必要のない方）

内容 サービスには、宿泊型と通所型と訪問型があります。利用できる期間は、原則7日以内です。

（1）お母さんの健康管理・産後の生活のアドバイス

（2）乳房のケア・授乳方法の指導

（3）赤ちゃんの身体計測・発育発達のチェック

（4）赤ちゃんの沐浴・スキンケアなど育児方法の指導

（5）育児相談や子育て情報の提供

※サービスには、利用者世帯の所得に応じて自己負担がかかります。

※利用をキャンセルされる場合は、利用開始日前日の正午までに利用予定施設へ直接、ご連絡ください。

申請 事前に福祉課にご相談ください。妊娠中からも相談に応じます。ご出産後、

「大台町産後ケア事業申請書」にご記入いただき申請してください。

右の申請フォームからも申請できます。

問い合わせ 福祉課 ☎82-3783

申請フォーム



新生児聴覚スクリーニング検査費助成事業

新生児聴覚スクリーニング検査とは、難聴を早期に発見し、適切な支援につなげ、将来の成長発達への影響を少なくするために、生後数日頃に耳の聞こえの検査を受けるものです。検査の目的や方法などを理解していただき、検査を受けられることをお勧めします。

対象者 令和6年4月1日以降に検査を受けた新生児の保護者（検査日に大台町に住所を有する者）

助成金額 上限 3,000 円（新生児1人につき1回限り）

手続き方法

《一部助成実施医療機関で検査を受ける場合》

受診券を医療機関に提出し、検査費から3,000円を差し引いた金額を医療機関の窓口で支払ってください。

《一部助成実施医療機関以外で検査を受ける場合》

全額自己負担での支払いの後、検査日から6か月以内に福祉課へ申請してください。

申請時に必要なもの

受診券、申請書（福祉課にあります）、母子健康手帳、聴覚検査の費用がわかる領収書（原本）・明細書、振込先の口座がわかるもの

※ 保険診療分については、助成の対象となりません。

問い合わせ 福祉課 ☎82-3783

大台町産婦健康診査

産後うつ予防等を図るため、母子健康手帳と同時に産婦健康診査受診票を交付し、健康診査費を助成します。

対象 産後2週間、産後1か月の産婦

内容 問診、診察、体重・血圧測定、尿検査、心の健康チェック

持ち物 産婦健康診査受診票、母子健康手帳、マイナ保険証及び資格確認書

場所 県内の産科医療機関、助産所

費用 大台町産婦健康診査の範囲内の検査については無料

問い合わせ 福祉課 ☎82-3783

大台町産婦健康診査助成金

産婦健康診査を、県外の医療機関・助産所で受診した産婦に対して費用の全部または一部を助成します。

対象 健診時に大台町に住民登録がある産後2週間、産後1か月の産婦

申請 健診を受診し、医療機関等窓口で健診費用を支払ってください。

最後に受診した日から6か月以内に、次の1～3の書類を申請してください。

- ① 大台町産婦健康診査費補助金交付申請書兼請求書
- ② 受診料に係る領収書・明細書
- ③ 産婦健康診査結果票（母子保健のしおりの券です。）

問い合わせ 福祉課 ☎82-3783

出産育児一時金の支給

国民健康保険に加入している方が出産したとき、出産育児一時金が支給されますので、役場へ申請してください。職場等の健康保険に加入している方は勤務先にお問い合わせください。

金額 出生児1名につき50万円

<申請が必要な場合>

- ・直接支払制度を利用し、出産費用が出産育児一時金の範囲内であった場合（差額の申請）
- ・現金給付の場合（直接支払制度を利用せず、全額支払われた場合）

持ち物 医療機関の証明書・通帳

問い合わせ 健康ほけん課 ☎82-3785

すこやかベビー出産祝い金

新生児を出産された方に対するお祝い金です。出生後60日以内に申請してください。

金額 出生児1人につき100,000円

対象 出産の日まで引き続き1年以上町内に住所を有する方、かつ新生児と生計を1つにし、養育をしている方（父、母どちらでも可）

持ち物 通帳

問い合わせ 福祉課 ☎82-3783

新生児・未熟児・産婦訪問

生まれて間もない赤ちゃんの発育の様子や、出産後の母親の体調回復等の話を伺います。ご希望の方は電話等で申し込みください。

対象 生後28日までの新生児または出生体重が2,500g未満の低体重児や未熟児と産婦

内容 助産師・保健師による体重測定等発育発達の確認、母親の体重管理、母乳についての相談

問い合わせ 福祉課 ☎82-3783

1か月児健康診査費用助成事業

1か月児健康診査は、赤ちゃんの成長や発達、保護者の方の心配事や気になることを確認する大切な健康診査です。受診機関により助成方法が異なりますので、ご確認の上、受診をしてください。

対象者 医療機関（助産所・助産院を除く。）が実施する保険適用外の健康診査で、概ね生後1か月（生後2か月まで）のお子さん（検査日に大台町に住所を有する者）

助成回数 対象のお子さん1人につき1回限り

手続き方法

《松阪地区医師会管内実施医療機関で受診する場合》

医療機関の窓口①1か月児健康診査結果票、② 母子健康手帳、③ マイナ保険証等を提出し、全額公費負担（自己負担なし）で受診できます。

《上記以外の実施医療機関（助産所・助産院を除く。）で受診する場合》

医療機関の窓口① 医療機関への依頼文書（母子手帳交付時に配布済）、② 母子健康手帳、③ 1か月児健康診査結果票、④ マイナ保険証等を提出し、受診します。全額自己負担での支払いの後、健康診査日から6か月以内に福祉課へ申請してください。

申請時に必要なもの

申請書（福祉課にあります）、母子健康手帳、1か月児健康診査に係る支払額がわかるもの（領収書（原本）・明細書）、受診した医療機関の結果の記入がある1か月児健康診査結果票、振込先の口座がわかるもの

※ 保険診療分については、助成の対象となりません。

問い合わせ 福祉課 ☎82-3783

子ども医療費助成

お子さんが医療機関へかかった際に支払った医療費の全額相当を助成します。

対象 18歳に達する日以後最初の3月31日までのお子さん

持ち物 お子さんの健康保険の情報がわかるもの、通帳（カード不可）

その他 保険診療以外の負担金は対象になりません。

県内の医療機関に限り、現物給付（窓口負担無償化）の適用を受けることができます。

問い合わせ 健康ほけん課 ☎82-3785

児童扶養手当

父母の離婚等により、父または母と生計を同じくしていない児童を養育されている家庭（ひとり親家庭）等の生活の安定と自立を助け、児童福祉の推進を図る制度です。

対象者 18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある児童を監護している

父又は母や児童を監護し生計を同じくする又は児童の養育をしている方

持ち物 ・請求者と対象児童の戸籍謄本

・請求者とお子さんのマイナンバーカード又は通知カード

・通帳またはキャッシュカード

支給額 （令和7年4月から適用）※所得により決まります。

全部支給の方⇒46,690 円

一部支給の方⇒11,010 円～46,680 円

児童が2人以上の場合は2人目からひとりにつき、

全部支給の方⇒11,030 円

一部支給の方⇒5,520 円～11,020 円が加算されます。

支給制限 受給者及びその配偶者若しくは扶養義務者の所得が支給制限以上の場合は、支給が一部又は全額停止されます。又、児童福祉施設等へ入所した場合は支給されません。

支給月 5月、7月、9月、11月、1月、3月

申請場所 福祉課

問い合わせ 福祉課 ☎82-3783

一人親家庭等医療費助成

母子家庭の母子、父子家庭の父子、又は父母のいないお子さんが医療機関へかかった際に支払った医療費の全額相当を助成します。

対象 18歳に達する日以後最初の3月31日までの児童及びその児童を養育している父又は母

その他 保険診療以外の負担金は対象になりません。また、所得制限があります。

18歳に達する日以後最初の3月31日までの児童については、県内の医療機関に限り、現物給付（窓口負担無償化）の適用を受けることができます。

持ち物 対象者の健康保険の情報がわかるもの、通帳（カード不可）

問い合わせ 健康ほけん課 ☎82-3785

こんにちは赤ちゃん訪問

生後4か月までの赤ちゃんがいるすべてのご家庭に助産師、保健師が訪問し赤ちゃん

んの体重を測ったり、ご家族の話を伺いながら、赤ちゃんの発育や、母親の体調回復等を確認します。母乳のことや子育ての悩み等ありましたらご相談ください。

問い合わせ 福祉課 ☎82-3783

出産祝い品贈呈

お子さんの健やかな成長を願うとともに、新しい町民の誕生をお祝いし、お祝い品を贈呈します。出生後60日以内に申請してください。

対象者 大台町に住民登録があり、新生児と生計を一つにし、養育している方

祝い品 新生児一人につき出産祝い品を赤ちゃん訪問時等に贈呈。

問い合わせ 福祉課 ☎82-3783

お祝い品はソフトママさんの製品です。



のびのび相談

お子さんの健やかな成長のために身体測定、保健師による育児相談、助産師による母乳についての相談を実施します。申し込みは不要です。

対象 未就園児とその保護者

場所 健康ふれあい会館(粟生1010番地)

あっぱっぴ広場(江馬700番地 宮川保育園横)

持ち物 母子健康手帳、バスタオル1枚

問い合わせ 福祉課 ☎82-3783



すくすく相談

栄養士による離乳食・幼児食についての相談を実施します。

対象 未就園児とその保護者

場所 健康ふれあい会館(粟生1010番地)

申し込み 生後4~6か月の方には通知します。

問い合わせ 福祉課 ☎82-3783

ブックスタート

絵本の読み聞かせの大切さや楽しさについて、図書館司書から個別にアドバイスを受けます。絵本を2冊プレゼントします。

対象 4か月~5か月児

場所 健康ふれあい会館(粟生1010番地)

申し込み 対象者には通知します。

問い合わせ 子育て支援センター ☎83-3500



定期予防接種

感染症の流行を防ぐために予防接種を実施しています。子どもは病気にかかりやすく、かかると重くなることがありますが、予防接種で予防できる病気もあります。お子さんを病気から守るため、内容をよくご理解いただき、適切な時期に予防接種を受けてください。詳しくは最終ページの裏面に記載の予防接種スケジュールをご覧ください。

持ち物 母子健康手帳、予診票、マイナ保険証及び資格確認書

問い合わせ 健康ほけん課 ☎82-3785

任意予防接種費用の一部助成(子どものインフルエンザ予防接種)

子どものインフルエンザ予防接種費用の一部を助成します。接種した年度の3月31日までに申請してください。

対象 生後6か月から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にインフルエンザ予防接種を受けた方

回数 不活化ワクチン(注射) 2回まで
生ワクチン(点鼻) 1回まで

金額 不活化ワクチン(注射) 1回 2,000円
生ワクチン(点鼻) 1回 4,000円

申請方法 接種後、下記の申請フォームより必要書類を添付の上、提出してください。

※紙での申請は原則として受付しておりませんのでご了承ください。

必要書類 ① 申請回数分の領収書
② 母子健康手帳(予防接種の接種記録ページのインフルエンザ記載箇所)または接種済証

問い合わせ 健康ほけん課 ☎82-3785

申請フォーム



任意予防接種費用の一部助成(乳幼児のおたふくかぜ予防接種)

乳幼児のおたふくかぜ予防接種費用の一部を助成します。接種した年度の3月31日までに申請してください。

対象 1歳から小学校就学前の3月31日までにたふくかぜ予防接種を受けた乳

幼児

金額 ワクチン接種費用全額、1人につき2回まで

申請方法 接種後、下記の申請フォームより必要書類を添付の上、提出してください。

※紙での申請は原則として受付していませんのでご了承ください。

必要書類 ① 申請回数分の領収書

② 母子健康手帳(予防接種の接種記録ページの
おたふくかぜ記載箇所)または接種済証

問い合わせ 健康ほけん課 ☎82-3785



県外予防接種費用の助成

定期予防接種は、原則県内の医療機関で接種することになっていますが、長期の里帰り等の理由で、県外の医療機関で予防接種を受けた方に対し、接種料金の一部を助成します。接種した年度の3月31日までに申請してください。

対象 予防接種を受ける日において町内に住所を有し、次の各号のすべてに該当する方

- (1) 事前に町の発行する予防接種実施依頼書の交付を受けた方
- (2) 予防接種法に定める接種時期に県外医療機関で定期予防接種を受けた方

申請手順

- (1) 大台町県外接種依頼書発行申請書を健康ほけん課に提出。
※手続上、接種予定日の約1か月前に申請してください。
- (2) 希望する予防接種を受け、医療機関等窓口で接種費用を全額支払う。
- (3) 接種した日から接種した年度の3月31日までに次の1～3の書類を申請する。

- ① 大台町県外予防接種費助成金交付申請書
- ② 接種した医療機関等の領収書の写し
- ③ 予防接種記録が記載されているものの写し(母子健康手帳等、予防接種記録)

申請場所 健康ほけん課

その他 助成金額は町が県内医療機関等に委託する予防接種に係る契約単価を上限とし、接種費用がそれ未満の場合は、その金額となります。

問い合わせ 健康ほけん課 ☎82-3785

お口のお手入れ教室

乳児期からお口の手入れ方法を学び、乳歯のうちからむし歯を予防することは大切です。むし歯のでき方や仕上げ磨きの方法等を歯科衛生士から教えていただきます。

対象 5か月～1歳5か月児

内容 歯科衛生士による講話、個別ブラッシング指導等

場所 健康ふれあい会館（粟生1010番地）

申し込み 希望の方は健康ほけん課へ申し込みください。

（開催日については個別通知・チラシ等でお知らせします。）

問い合わせ 健康ほけん課 ☎82-3785

幼児歯科健康診査とフッ素塗布助成事業

健康診査名	対象者	健診内容	実施場所	備考
2歳児 歯科健康診査	2歳0か月～ 2歳5か月児	歯科健康診査 ブラッシング指導 フッ素塗布（希望者）	町内歯科医院 （町内歯科医院についてはP50をご覧ください。）	※ 対象者には通知します。
2歳6か月児 歯科健康診査	2歳6か月～ 2歳11か月児			
3歳児 歯科健康診査	3歳0か月～ 3歳5か月児			

将来、むし歯で悩まないためにも乳歯のうちから予防することが大切です。お子さんのむし歯のない健康な生活を目指して、町では歯科健康診査・ブラッシング指導・フッ素塗布（希望者）の助成を行っています。

持ち物 母子健康手帳、問診票、マイナ保険証及び資格確認書

費用 無料（治療が必要な場合、保険診療となり別途料金がかかります。）

問い合わせ 健康ほけん課 ☎82-3785



子どもの健康診査

お子さんの成長発達の状況を観察し、病気の早期発見をするために、発達の節目ごとに健診を受けましょう。

健康診査名	対象者	健診内容	実施場所
4か月・10か月児健診	4か月・10か月児	身体測定・発達の確認・ 栄養指導・育児相談	県内健診応需医療機関
1歳6か月児健診	1歳6か月～ 1歳9か月児	身体測定・内科健診・歯科健診・ 歯みがき指導・育児相談・ 栄養指導 ※心理相談(希望者のみ)	健康ふれあい会館(粟生1010番地)
3歳6か月児健診	3歳6か月～ 3歳9か月	身体測定・尿検査・目の屈折検査・ 内科健診・歯科健診・歯みがき指導・ 育児相談・栄養指導 ※心理相談(希望者のみ)	健康ふれあい会館(粟生1010番地)

持ち物 ・母子健康手帳

- ・4か月・10か月児健診では、問診票、マイナ保険証及び資格確認書
- ・3歳6か月児健診では朝起きた時に採取した尿

申し込み 4か月・10か月児健診については県内健診応需医療機関に申し込んでください。

1歳6か月児・3歳6か月児健診は対象者に個人通知しますので申し込みは不要です。

費用 無料(治療が必要な場合、保険診療となり別途料金がかかります。)

問い合わせ 福祉課 ☎82-3783



町営バス・デマンドタクシー運賃割引

町営バス・デマンドタクシーの運賃について下記のとおりです。なお、障害者手帳等の交付を受けている高校生以上のお子さんがある場合はP40をご覧ください。

対象者	区間	運賃
小学生未満	全区間	無料
小・中学生		片道100円
大台町在住高校生・昂学園高校生 (生徒手帳の提示が必要)		
上記以外	全区間	片道300円

問い合わせ 生活環境課 ☎82-3787

三重交通路線バス運賃割引

三重交通路線バスの町内間の乗車に限り、運賃の軽減をしています。事前の申請が必要です。料金は下記のとおりです。

軽減後の運賃

対象者	運賃
小学生未満	無料
小・中・高校生	片道100円
上記以外	片道300円

申請時持ち物 本人確認書類(保険証・生徒手帳など)

申請場所 生活環境課・各出張所

利用時に必要なもの 乗車補助券

問い合わせ 生活環境課 ☎82-3787

母子父子寡婦福祉資金貸付金

母子(父子)家庭の母(父)や寡婦の方に、経済的自立や子どもの福祉を促進するため、子どもの就学や就労のための準備等、資金が必要になったとき、資金をお貸しする制度です。

貸付金の種類 事業開始資金、生活資金、就学支度資金、事業継続資金、住宅資金、結婚資金、修学資金、転宅資金、就業資金、就職支度資金、医療介護資金、技能習得資金

問い合わせ 福祉課 ☎82-3783

お友だちづくりの場

子育て支援センター

子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することを目的に、交流や育児相談、子育てに関する情報提供等を行います。ぜひ遊びに来てください。

対象者 主に未就園児とその保護者

利用日 月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）

場所 健康ふれあい会館（粟生1010番地）

利用時間 9:00～17:00

※第2・第4木曜日（祝日・年末年始を除く）は10:00～12:00まであっぷっぷ広場（江馬700番地 宮川保育園横）も開設しています。

主な事業内容 ママのリフレッシュ講座、みんなであそぼう、ふれあい体操、乳幼児安全教室、なかよし運動会、なかよしクリスマス会など。

問い合わせ 子育て支援センター ☎83-3500



プレイルーム



あっぷっぷ広場

三瀬谷認定こども園 子育て支援室

三瀬谷認定こども園では、早朝・延長保育室「ほし組」を未就園児とその保護者に、子育て支援室として開放しています。子育て支援室「ほし組」は、気楽に利用できる広場です。親子で遊びながら、子育ての喜びや悩みを分かち合えるよう子育ての応援をします。ぜひ遊びに来てください。

利用日 月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）

利用時間 9:30～11:00

場所 三瀬谷認定こども園内（菅合2960番地）

主な事業内容 読み聞かせ、おたんじょう会、
おたのしみ会（月1回）、
運動会（年1回）

問い合わせ 三瀬谷認定こども園 ☎84-1300

子育てサークル

町内の子育てサークルでは、自主的・定期的に、交流や情報交換等を行っています。

○さくらんぼ

場所 健康ふれあい会館(粟生1010番地)

日時 第1・3・5水曜日 10:30~11:30

様々なイベントを行い、保護者や子どもたちが交流して楽しい時間を過ごしています。詳しい内容は、子育て支援センターに掲示している行事予定表をご覧ください。

問い合わせ 子育て支援センター ☎83-3500

にこにこ教室

多気郡地域児童発達支援センターの協力により、発達にあわせた親子で楽しむ「遊び」の教室を行っています。通算8回まで参加いただけます。

対象 1歳6か月から2歳6か月までのお子さんと保護者

※対象者には通知します。

場所 健康ふれあい会館(粟生1010番地)

問い合わせ 福祉課 ☎82-3783、子育て支援センター ☎83-3500



大台町 B&G 海洋センター芝生広場

大台町 B&G 海洋センターの芝生広場に複合遊具、東屋、トイレ等を設置しました。

場所 大台町 B&G 海洋センター(弥起井363番地)

問い合わせ 生涯学習課 ☎82-3791



わくわくひろば

トイレ



東屋

大台町子育て応援ポイント事業

大台町では、子育て世帯の生活を支援するとともに、外出しやすい環境を整備することで、子育て世帯の育児の不安解消につなげることを目的とした子育て応援ポイント事業を実施しています。

対象 町内に住所を有する未就園児及びその保護者

参加申し込み場所 子育て支援センター

対象となる事業

子育て支援センター事業…ブックススタート・ふれあい体操・ママのリフレッシュ講座・みんなであそぼう・おたんじょうかい・ふれあい講座・プレイルームやあっぱっぴー広場の利用

母子保健事業…のびのび相談・すくすく相談

健康ほけん課事業…お口のお手入れ教室

※事業によってポイント数は異なります。

交換方法 子育て支援センターにポイントカードを持参して商品の申し込みをして下さい。

付与期間 令和8年4月1日(水)から令和9年3月10日(水)まで

交換期限 令和9年3月10日(水)

※途中入園される方は、入園までに貯まったポイント数での交換になります。

※各事業のポイント数や商品の内容は、子育て支援センターやあっぱっぴー広場に設置してあるチラシやホームページをご覧ください。

問い合わせ 子育て支援センター ☎83-3500

大台町
ホームページ



園庭を利用したい

町内の保育施設では、地域の子育てとお子さんの成長を応援するために園庭を開放しています。「子どもを安心して戸外遊びさせられる場所がなくて…」「近くに公園がない…」こんな時こそお子さんと出かけてみてはいかがでしょうか。園によって遊具に違いはありますが、お子さんと遊ぶヒントになるかもしれません。

利用日時 全園共通

月曜日～金曜日(平日)＝9:00～11:00、15:00～18:00

土・日曜日、祝日(休園日)＝8:00～18:00

※園庭利用時は、各園の通用門に設置してある「園庭開放注意事項」をよく読んでからご利用ください。

問い合わせ 子ども教育課 ☎82-3793

保育園・認定こども園

町内には4つの保育施設があります。

名称	住所	電話番号	定員
三瀬谷認定こども園	管合2960番地	84-1300	150名
宮川保育園	江馬700番地	76-0555	90名
川添保育園	上楠409番地1	83-2054	60名
日進保育園	栃原1868番地2	85-0044	90名

保育園

保育園とは、保護者の仕事や病気などにより、保育を必要とする乳幼児に対し
て保護者に代わって保育を行う児童福祉施設です。

対象 6か月～就学前までの乳幼児の保護者が保育することができないと認め
られた場合

対象施設 宮川保育園、三瀬谷認定こども園、川添保育園、日進保育園

申し込み 子ども教育課、各保育施設

新年度4月からの入所希望の場合、前年の10月頃に入園説明会を実
施します。

当該年度の途中入所希望の場合、随時受付

※申し込みされても希望者が多い等の理由により、希望する保育園へ
入所できない場合や入所する基準に該当しないため入所が認めら
れない場合があります。

保育時間 短時間認定＝8:00～16:00

標準時間認定＝8:00～19:00

早朝保育＝7:00～8:00

延長保育＝16:00～19:00

保育料 保護者の市町村民税課税額により保育料階層区分を定め、保育料を決
定します。

【4月～8月分】前年度市町村民税課税額（0～2歳児クラス）

【9月～3月分】当該年度市町村民税課税額（0～2歳児クラス）

【0～2歳児クラスで住民非課税世帯は無償】

※3～5歳児クラスは無償

※早朝・延長料金は別途料金がかかります。

問い合わせ 子ども教育課 ☎82-3793



宮川保育園



日進保育園



川添保育園

三瀬谷認定こども園

認定こども園とは、保育園機能と幼稚園機能の両方を一体的に提供するとともに、地域の未就園児とその保護者の子育てを応援するための支援事業を実施する児童福祉施設です。（幼稚園機能を利用したい場合、保護者の就労等の有無に関係なく入所を希望することができます）

対象 3歳児～就学前までの幼児

保育時間 8:00～12:30

保育料 無償

預かり保育時間 13:00～16:00

※預かり保育時間は別途料金がかかります。

申し込み 子ども教育課、各保育施設

問い合わせ 子ども教育課 ☎82-3793



三瀬谷認定こども園

フッ化物洗口事業

むし歯予防対策の一つとして、保育施設でフッ化物洗口を行っています。フッ化物は、歯質を強化してむし歯になりにくい状態にします。

○保育園・こども園

対象 保育施設に通園する年中児（4歳児）、年長児（5歳児）で希望する方

内容 フッ化物洗口（昼食後の歯磨きのあとフッ化物によるうがいを行います。）

○小学校

対象 令和8年度は小学校1、2年生で希望する児童

内容 フッ化物洗口（週1回フッ化物によるうがいを行います。）

問い合わせ 子ども教育課 ☎82-3793

母子父子家庭就学就職支度金

町独自の制度で、町内に住所を有する一人親家庭で、小学校に入学する児童又は、義務教育終了児童に対して支度金を支給する制度です。

支度金 小学校入学支度金 5,000 円

義務教育終了者就学就職支度金 10,000 円

申請時期 2月中旬頃

問い合わせ 福祉課 ☎82-3783

Memo

子どもを預けたい

ファミリー・サポート・センター事業

「子育ての手助けをして欲しい方（依頼会員）」と「子育てのお手伝いができる方（提供会員）」が会員となって助け合う事業です。利用するには事前に会員登録が必要です。

- サポート内容
- ・保護者の方が病気・外出・残業時の預かりや園・学童・習いごとなどへの送迎
 - ・お子さんが軽い病気の時の預かり
 - ・園や学校などへ行っていて急にお迎えが必要な時など
 - ・保護者の方の趣味や息抜きの時間をとりたい時など
 - ・宿泊のお預かり

サポート対象となる子ども 3か月～小学生

登録方法 申し込み書、証明写真2枚を添えて子育て支援センターまたは福祉課へ申し込みください。

※申し込み書は子育て支援センターまたは福祉課にあります。

料金 ○宿泊を伴わない預かり

- ・日・祝日、年末年始を除く、7:00～19:00＝1時間700円
- ・上記以外の時間帯＝1時間800円

○緊急の預かり

- ・日・祝日、年末年始を除く、7:00～19:00＝1時間1,000円
- ・上記以外の時間帯＝1時間1,200円

○宿泊預かり

- ・22:00～翌日6:00＝5,000円

○3歳から5歳で保育の必要性の認定を受けた場合、月額3.7万円までの利用料を無償化

※保育園や認定こども園に入園している場合は対象外

○0歳から2歳で保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯を対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化

※保育園や認定こども園に入園している場合は対象外

キャンセル料 前日までの取り消し・・・無料

当日取り消し・・・半額

無断取り消し・・・全額

問い合わせ 子育て支援センター ☎83-3500、福祉課 ☎82-3783
大台町ファミリー・サポート・センター（特定非営利活動法人 松阪子ども NPO センター内） ☎0598-22-1950

大台町ファミリー・サポート・センター等利用支援補助金の交付

大台町ファミリー・サポート・センターに入会した方及び特定非営利活動法人松阪子ども NPO センターが実施する産前・産後サポートに入会した方が援助活動を利用した場合にその利用料の一部を補助します。

対象 (1)ひとり親世帯
(2)低所得世帯
(3)ダブルケア世帯
(4)障がい児(者)世帯
(5)多子世帯
(6)多胎児世帯
(7)産後ケア世帯

申請方法 大台町ファミリー・サポート・センター等利用補助金交付申請書兼実績報告書及び同意書に補助対象者である期間の援助活動記録票及び以下の書類を添付して利用した日から1年以内に提出して下さい。

- (1)補助対象者であることがわかる書類
 - (2)住民票謄本及び戸籍謄本
 - (3)その他町長が必要を認める書類
- ※詳しくは下記までお問い合わせください。

問い合わせ 子育て支援センター ☎83-3500

一時保育

保護者の疾病や、家族の看護等の理由で、一時的にお子さんを保育できない場合は、町内の保育施設にお子さんを一時的に預けることができます。

対象 6か月～就学前までの乳幼児

保育料 1日につき、1,800円（4時間以内は半額）

期間 預かりから14日間以内

申し込み 子ども教育課

問い合わせ 子ども教育課 ☎82-3793

学童保育

町内の小学校に通う児童で、保護者が就労している場合は、放課後や夏休み等、学童保育施設が利用できます。

保育時間 放課後～18:00(学校の休業日、夏休み等は7:30～18:00)

※学童保育団体により、保育時間が異なる場合があります。

申し込み 各学童保育団体(日進学童保育ペンギンクラブ、学童保育げんきっこ、宮川学童保育どんぐりっ子)

問い合わせ 子ども教育課 ☎82-3793



病児および病後児保育

町内の保育施設や小学校等に通う児童が、いまだに病気の回復期に至らない場合、または病気の回復期にある場合は、一時的に「おおし小児科 総合託児施設(アリス)」または、「安田小児科内科病児、病後保育施設(ミー)」へ預けることができます。利用は、おおし小児科または安田小児科内科の医師が診察した結果、預かりを許可する児童に限ります。

実施施設 ●松阪市大足町671番地2

(医)おおし小児科 総合託児施設「アリス」

●松阪市上川町2194番地3

(医)安田小児科内科病児・病後児保育施設(ミー)

利用日時 平日 月曜日～金曜日(木曜日は前日利用者のみ) 8:30～17:00

※事前に利用登録を行う必要があります。

申し込み 子ども教育課

問い合わせ 子ども教育課 ☎82-3793

こども誰でも通園制度

こども誰でも通園制度は、生後6か月から満3歳児未満までの保育所等に通っていないお子様が、保護者の就労要件などを問わず、月一定時間まで保育所等に通園できる新たな制度です。

対象 6か月～満3歳未満

利用料 1 時間あたり 300 円

(世帯によって負担軽減が適用される場合があります)

利用時間 1 人あたり月 10 時間まで

実施場所 大台町管合 2960 三瀬谷認定こども園

実施日時 月曜日～金曜日 9:00～15:00 (年末年始、祝日を除く)

申し込み 子ども家庭庁「つうえんポータル」より利用登録

→登録後、三瀬谷認定こども園へ初回面談の申請

※詳しくは大台町役場 HP の「こども誰でも通園制度」ページをご覧ください。

問い合わせ 制度について 子ども教育課 ☎82-3793

利用予約について 三瀬谷認定こども園 ☎84-1300

大台町
ホームページ



Memo

小学校・中学校等

町内には4つの町立小学校と2つの町立中学校があります。

小学校

名称	住所	電話番号
宮川小学校	茂原543番地3	76-8800
三瀬谷小学校	佐原107番地	82-1036
川添小学校	上楠420番地	83-2254
日進小学校	新田278番地	85-0028

中学校

名称	住所	電話番号
宮川中学校	茂原643番地8	76-0010
大台中学校	上三瀬903番地1	82-1045

入学するとき

入学する児童・生徒の保護者に対して、入学する年の1月末日までに教育委員会から入学すべき学校及び入学期日を記載した入学通知書を送付します。次の場合は、教育委員会までご連絡ください。

- ・入学通知書が届かなかったとき。
- ・入学通知書を受け取った後に転居、転出するとき。
- ・入学通知書の記載内容に誤りがあるとき。
- ・国立・私立の学校に入学するとき。
- ・心身に障がいのある場合や病弱により、入学先の変更、または延期をしたいとき。

問い合わせ 子ども教育課 ☎82-3793

就学時健康診断

小学校へ入学する前年の10～11月に健康診断を行います。保護者宛に別途通知します。

問い合わせ 子ども教育課 ☎82-3793

転校の手続き

大台町から転校するとき

・現在通っている学校での手続き

一度、保護者の方に学校へ行っていただく必要があります。転校先の学校に提出する在学証明書等の書類をお渡しします。

・転校の手続き

税務住民課で転出の手続きを行ってください。

・教育委員会子ども教育課窓口へ

引越し後、都合により前の学校に通う場合、手続きが必要ですので教育委員会子ども教育課にご連絡ください。

問い合わせ 子ども教育課 ☎82-3793

就学援助費制度

経済的理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、就学援助を行います。

対象者 ・生活保護法による保護の停止または廃止された家庭

・保護者の職業が不安定で生活が困難と認められた方等

内容 学用品、修学旅行費等、小・中学校で必要な費用の一部

申請期間 4月中旬～6月上旬

(この期間以外でも随時受付をしますが、認定月は変わります。)

持ち物 就学援助費給付申請書(5月初旬に各家庭に配布)

申請 通学している学校に、経済状況・生活状況等をご相談ください。申請書に、申請理由等(就学が困難な理由)必要事項をご記入のうえ、通学している学校へ提出してください。

問い合わせ 子ども教育課 ☎82-3793

教育支援センター(適応指導教室)

学校に行けない、行くのがつらい、集団に入りにくい等で、つらい思いをしていますか。ありのままの自分でいられる場所で、ゆっくりと気持ちを楽にしてみませんか。教育支援センター(適応指導教室)では、心理的・情緒的な理由で学校に行けない子ども(小・中学生)たちを対象に、子どもたちの通級を受け入れています。また、不登校等で悩んでいる子どもや保護者、先生を対象に面接相談や電話相談も行っています。不安に思っていることや困っていること等をお聞かせください。子どもたちの健やかな成長を願って、一緒に考えさせていただきます。

問い合わせ 奥伊勢教育支援センターおくいせ教室

(佐原1019番地 就業改善センター内) ☎82-3901

子ども教育課 ☎82-3793

学校給食費無償化

子育て支援事業として、学校給食に係る給食費を全額無償化します。

対象 町内の小中学校に通う児童生徒

内容 給食費全額無償化

申請 不要

問い合わせ 子ども教育課 ☎82-3793



修学旅行・社会見学補助金

子育て支援事業として、児童・生徒の保護者に対し、修学旅行や社会見学の費用の一部を補助します。

対象 町内の小中学校に通う児童生徒の保護者

内容 修学旅行補助金 1人当たり 小学校 12,000 円 中学校 32,000 円

社会見学補助金 1人当たり 小学校 1,000 円 中学校 1,300 円

申請 不要

問い合わせ 子ども教育課 ☎82-3793



障がいのあるお子さんへの支援

身体障害者手帳

視聴覚・肢体・心臓・呼吸器機能等に永続する障がいがある方で、三重県障害者相談支援センターで、身体障がい者と判定された方に交付されます。

内容 障がいの程度により1級から6級までの区分があります。認定された等級等により、補装具の支給、旅客運賃やバス料金の割引、税の控除・減税、障がい者医療費助成等を受けることができます。

持ち物 申請書、指定の診断書、写真2枚、マイナンバーカード

問い合わせ 福祉課 ☎82-3783

療育手帳

児童相談所（18歳未満）又は、三重県障害者相談支援センター（18歳以上）で、知的障がい者と判定された方に交付されます。

内容 障がいの程度により三重県ではA1（最重度）A2（重度）B1（中度）B2（軽度）の区分があります。認定された等級等により、旅客運賃やバス料金の割引、税の控除・減免、障がい者医療助成等を受けることができます。

持ち物 申請書、指定の診断書、写真1枚、マイナンバーカード

問い合わせ 福祉課 ☎82-3783

障害児福祉手当

重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする20歳未満の方に支給されます。

対象 身体障害者手帳1級程度、又は療育手帳A1程度

※別途指定の診断書が必要です。

支給要件 障害年金等非受給で施設入所していない方。

本人、配偶者、扶養義務者の所得が支給制限以上の場合は支給が停止されます。

支給額 月額16,100円（令和7年4月から適用）

問い合わせ 福祉課 ☎82-3783

養育医療

身体の発達が未熟なままで生まれ、指定養育医療機関で入院を必要とする方に対して、その治療に必要な医療費を負担します。この制度は、お子さんの入院中に手続きが必要です。（退院後になりそうな場合は、役場および医療機関へご相談ください）

い。)

対象 次のような未熟児であって、医師が入院養育を必要と認めた方

- ・出生体重が2,000g以下の方
- ・生活力がとくに希薄であって、一般状態・体温・呼吸器系・消化器系・黄疸等に異常を示す方

問い合わせ 福祉課 ☎82-3783

小児慢性特定疾病医療

慢性疾病にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする18歳未満の児童の健全な育成を図るため、特定の疾患の治療について医療費の一部を助成します。

内容 健康保険、国民健康保険等による患者の自己負担額の一部を負担します。

問い合わせ 松阪保健所 ☎0598-50-0532

自立支援医療（育成医療）

指定自立支援医療機関で手術等によって身体上の障がい及び疾患の改善が見込まれる18歳未満の児童に対して医療費の一部を助成します。

内容 健康保険、国民健康保険等による患者の自己負担額の一部を負担します。

申請 治療前に必ず申請が必要です。

問い合わせ 福祉課 ☎82-3783

特別児童扶養手当

身体や精神に障がいのある20歳未満の児童の福祉の増進を図るための制度です。

対象 身体や精神に障がいのある児童を監督・保護している父若しくは母、又は父母に代わって児童を養育している方

- 持ち物
- ・請求者と対象児童の戸籍謄本
 - ・マイナンバーカードまたは通知カード
 - ・請求者名義の通帳またはキャッシュカード
 - ・特別児童扶養手当認定診断書

対象児童が身体障害者手帳や療育手帳の発行を受けている場合、その等級によっては、手帳の写しを提出することで診断書を省略することが出来ます。

《療育手帳》最重度（A1）、重度（A2）

《身体障害者手帳》1・2・3・4（一部）級

支給額 （令和8年4月から適用） 1級 58,450 円

2級 38,930 円

支給制限 受給者及びその配偶者若しくは扶養義務者の所得が支給制限以上の場合は、支給が停止されます。又、児童福祉施設等へ入所した場合は支給されません。

支給月 4月・8月・11月

申請場所 福祉課

問い合わせ 福祉課 ☎82-3783

障がい福祉サービス

身体、知的、又は精神に障がいがある18歳未満のお子さんに対し、障がい福祉サービスの支給を行っています。事業者との契約により次のようなサービスを受けることができます。利用の希望がある場合は、事前にご相談ください。（サービスの内容によっては、町外でサービスを利用することになります。）

①放課後等デイサービス

デイサービス事業所に通い、機能訓練や集団生活への適応訓練等を受けることができます。

②児童発達支援

主に未就学の障がい児に対して、事業者に通い基本的動作の指導、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を受けることができます。

③保育所等訪問支援事業

事業者が保育所などに訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援やその他の支援を受けることができます。

④短期入所（ショートステイ）

介護者の休息のため、又は介護者の病気等の場合、短期間施設へ入所することができます。

⑤居宅介護

居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を受けることができます。

問い合わせ 福祉課 ☎82-3783

障がい者医療費助成

障がいのある方が医療機関へかかった際に支払った医療費の全額相当を助成します。

対象 ・身体障害者手帳Ⅰ～Ⅳ級の方

・療育手帳 AⅠ（最重度）、A2（重度）、BⅠ（中度）の方

・精神障害者保健福祉手帳Ⅰ級の方（通院分のみ対象）

持ち物 ・助成を受ける方の健康保険の情報がわかるもの、通帳（カード不可）

その他 ・保険診療以外の負担金は対象になりません。又、所得制限があります。

・18歳に達する日以後最初の3月31日までの児童については、県内の医療機関に限り、現物給付（窓口負担無償化）の適用を受けることができます。

問い合わせ 健康ほけん課 ☎82-3785

三重おもいやり駐車場利用証制度

「三重おもいやり駐車場利用証制度」とは、障がい者や妊産婦、けが人等で歩行が困難な方の外出を支援するため、公共施設や商業施設等さまざまな施設に「おもいやり駐車場」を設置するとともに、必要な方に「おもいやり駐車場」の利用証を交付する制度です。

対象 ・身体障害者手帳所有者（障がい名や障がい等級によっては該当しない場合があります。）又はその保護者

・療育手帳 AⅠ、A2所有者、またはその保護者

・上記以外でも歩行困難で駐車場の利用に配慮が必要な方（各種証明書必要）

・母子健康手帳が交付された方

・お子さんが2歳までの方、および3歳までの多胎児の方。

申請 ・福祉課、各出張所で、申請用紙に必要事項を記入してください。区分等の確認のため手帳等をご持参ください。

問い合わせ 福祉課 ☎82-3783

町営バス・デマンドタクシー運賃割引

身体障害者手帳などの交付を受けているお子さんの町営バス・デマンドタクシーの運賃は、全区間片道100円です。（小学生未満は、無料です。）通常運賃はP23をご覧ください。

対象 ・身体障害者手帳の交付を受けている方

・療育手帳の交付を受けている方

・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

利用時に必要なもの 交付を受けている手帳（提示してください。）

問い合わせ 生活環境課 ☎82-3787



三重交通路線バス運賃割引

身体障害者手帳などの交付を受けているお子さんの三重交通路線バスの町内間の運賃は、片道100円です。（小学生未満は、無料です。）

減額を受けるためには、事前の申請が必要です。

対象 ・身体障害者手帳の交付を受けている方

・療育手帳の交付を受けている方

・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

申請時の持ち物 交付を受けている手帳

申請場所 生活環境課または各出張所

利用時に必要なもの 乗車補助券・交付をうけている手帳の提示

問い合わせ 生活環境課 ☎82-3787

子育てに関する相談

子育て相談

子育てで気になること、困っていること等、1人で悩まず気軽に相談してください。

(プライバシーは固く守ります。)

対象 0歳～18歳までのお子さんと保護者

場所 健康ふれあい会館(粟生1010番地)

◎臨床心理士による子育て相談

日程につきましては毎月発行している「広報おくだい」や「支援センターだより」をご覧ください。

相談には予約が必要です。

◎子育て支援センター職員による育児相談・発達相談(電話・面接)

月曜日～金曜日(祝祭日、年末年始を除く) 8:30～17:00

問い合わせ 子育て支援センター ☎83-3500

こどもこころ家庭相談

子育て、お子さんの成長・発達、お子さんへの接し方、しつけ、性格、家族関係や交友関係等に関する相談を臨床心理士がお受けします。

対象 0歳～18歳までのお子さんと保護者

場所 健康ふれあい会館(粟生1010番地)

問い合わせ 福祉課 ☎82-3783

中央児童相談所による定期相談

療育手帳の判定や等級の変更、更新についての相談で、年3回実施しています。相談には予約が必要です。

対象 0歳～18歳までのお子さんと保護者

場所 健康ふれあい会館(粟生1010番地)

問い合わせ 福祉課 ☎82-3783

民生委員・児童委員

地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごと等の相談・支援等を行います。各地区の民生委員・児童委員にお気軽にご相談ください。

問い合わせ 福祉課 ☎82-3783

Memo

子どもの虐待防止

子どもの虐待防止

子どもの虐待は、子どもの心や体に傷を与え、時には命に関わる深刻な問題です。親が「しつけ」と思っている、現実には子どもの心や体に傷つく行為であれば、それは「虐待」になります。令和2年4月から親が児童のしつけに際して、体罰を加えてはならないことが法定化されました。体罰等によらない子育てを推進するため、子育て中の保護者に対する支援も含めて大台町全体で取り組む必要があります。

子どもの虐待とは

「そんなつもりはなかった…」と思っても、子ども自身が苦痛を受けたり、子どもに有害であれば「虐待」です。虐待された子どもは心に深い傷を負い、大人になってもその傷に苦しみ続けることもあります。また、虐待がエスカレートすれば、時には取り返しのつかない事態を招くこともあります。

▼身体的虐待

殴る、蹴る、首を絞める、火傷を負わせる、溺れさせる等

▼性的虐待

性的いたずら、性的行為の強要等

▼心理的虐待

言葉による脅し、無視、兄弟間の差別的扱い、子どもの前での DV 等

▼養育の怠慢（ネグレクト）

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、病気でも病院に連れて行かない、自動車の中に放置する、同居人による虐待を放置する等

虐待を疑う子どもからのサイン

- ・親がいるとおびえた様子を見せる。または、親と不自然に密着している。
- ・衣服や体がいつも汚れている。
- ・いつも不自然な外傷があり、それに対する親の説明があいまい。
- ・季節にそぐわない服装をしている。
- ・表情が乏しく活気がない。
- ・攻撃的で威圧的な行動が目立つ。（友人に対する暴力や動物虐待等）

虐待を疑う大人のサイン

- ・地域の中で孤立しており、子どもに関する他者の意見に被害的・攻撃的になりやすい。
- ・アルコールを飲んで暴れていることが多い。

「虐待かな？」と感じたら、ご連絡をお願いします。

問い合わせ ▶福祉課 ☎82-3783

▶中央児童相談所 ☎059-231-5666

▶児童相談所虐待対応ダイヤル ☎189

こんなときはここに電話！

休日・夜間に体調が悪くなった

■ 松阪市休日・夜間応急診療所（松阪市春日町1丁目19番地健康センターはるる1階） ☎0598-23-1364

診療科	診療時間	診療日
内科・小児科	20:00～22:30	毎日 (3歳未満の診察はお問い合わせください)
	9:00～12:00 14:00～17:00	日曜・祝日・年末年始(12/31～1/3)
外科	9:00～12:00 14:00～17:00	日曜・祝日

※受付時間は、上記診療時間と異なりますのでご注意ください。

■ いおうじ応急クリニック（松阪市立野町200番地） ☎0598-31-3480

診療科	診療時間	診療日
内科・外科	8:30～14:00	日曜・祝日
	17:00～20:30	(ゴールデンウィークや年末年始は要確認)
	18:30～21:30	火曜
	12:30～15:30 17:00～20:00	木曜
	18:30～21:30	金曜

■ 大台厚生病院（大台町上三瀬 663 番地2） ☎0598-82-1313

診療科	診療時間	診療日
内科	17:00～22:00	火曜・木曜・土曜・日曜
	9:00～14:00	第2・4日曜

※対象患者は、検査や入院を必要としない軽症者となります（一次救急）。

■ 報徳診療所（大台町江馬 127） ☎0598-76-1133

診療科	診療時間	診療日
内科	17:00～18:00	月曜・水曜・金曜

■ 松阪歯科休日応急診療所（松阪市春日町Ⅰ丁目８番地）

☎0598-26-4791

診療科	診療時間	診療日
歯科	9:00～12:00	日曜・祝日・年末年始（12/31～1/3）

かかりつけ医や休日・夜間応急診療所等で受診できないとき
三重県救急医療情報センター ☎059-229-1199（コールセンター）

「医療ネットみえ（救急医療情報ネットシステム）」では、救急車を呼ぶほどではない
 病気やケガの時に診療が受けられる医療機関を24時間365日紹介しています。

（☎059-229-1199）「医療ネットみえ」で検索か、入力欄に

<http://qq.pref.mie.lg.jp/>と入力し、検索してください。

※重症の場合や命に関わるような症状の場合は救急車を要請してください。

救急車の要請 ☎119

※令和6年6月1日から救急車で搬送され、基本的に入院に至らなかった軽傷の方は
 選定療養費（7,700 円（税込）/1人）が必要となります。

対象病院：済生会松阪総合病院・松阪中央総合病院・済生会松阪市民病院

子どもの病気、子育ての悩み、予防接種等の電話相談

名称	電話番号	開設日時
みえ子ども医療 ダイヤル	#8000 ダイヤル式および IP 電話等 059-232-9955	・月曜～土曜 19:00～翌朝8:00 ・日曜・祝日・年末年始（12/30～1/3） 8:00～翌朝8:00（24時間）
三重県予防接種 センター （三重病院内）	059-236-4155 FAX 059-236-4156	・毎週 火曜・金曜 10:00～12:00 13:00～16:00 （祝日・年末年始を除く）
三重県アレルギー 相談センター	059-236-4155 FAX 059-236-4156	毎週 月曜・木曜 13:00～16:00 （祝日・年末年始を除く）

いじめ相談

名称	電話番号	開設日時
三重県教育委員会 事務局	059-226-3779	毎日24時間

配偶者等からの暴力(DV)で悩んでいる

緊急を要するときは110番!!

名称	電話番号	開設日時
配偶者暴力相談 支援センター (女性相談所)	059-231-5600	月曜・火曜・木曜・金曜 9:00~17:00 水曜 9:00~20:00 (祝日・年末年始の休日を除く)
多気度会福祉事務所	0596-27-5304	月曜~金曜 9:00~15:45 (祝日・年末年始の休日を除く)
三重県警察本部	警察総合相談電話 #9110 059-224-9110	月曜~金曜 9:00~17:00
男女共同参画センター 「フレンテみえ」 (女性専用)	059-233-1133	火曜~日曜 9:00~12:00 火曜・金曜・土曜・日曜 13:00~15:30 木曜 17:00~19:00 (休館日は除く)
男女共同参画センター 「フレンテみえ」 (LGBTQ・男性専用)	059-233-1134	第1木曜 17:00~19:00 (休館日は除く) 第4土曜 10:00~12:00
福祉課	82-3783	月曜~金曜 8:30~17:15 (土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)

児童虐待の発見・疑い

名称	電話番号	開設日時
福祉課	82-3783	月曜～金曜 8:30～17:15 (土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)
中央児童相談所	059-231-5666	月曜～金曜 9:00～15:45 (祝日・年末年始の休日を除く)

町内の医療機関・歯科医院

町内医療 機関 五十音順

医療機関名	所在地	電話番号
大台厚生病院	上三瀬663番地2	82-1313
大台町報徳診療所	江馬127番地	76-1133
こやまクリニック	佐原457番地20	82-2600
上瀬クリニック	新田472番地4	85-0106
高橋内科	栃原1242番地11	85-0039
積木整形外科	栃原1098番地4	84-6868

町内歯科 医院 五十音順

医療機関名	所在地	電話番号
大石歯科医院	佐原762番地1	82-1153
大瀬歯科医院	上三瀬714番地2	82-1122
大台町宮川歯科診療所	江馬289番地1	76-0199
なおみ歯科	佐原844番地1	84-0808



主な公共施設と医療機関マップ



大台地域：日進地区



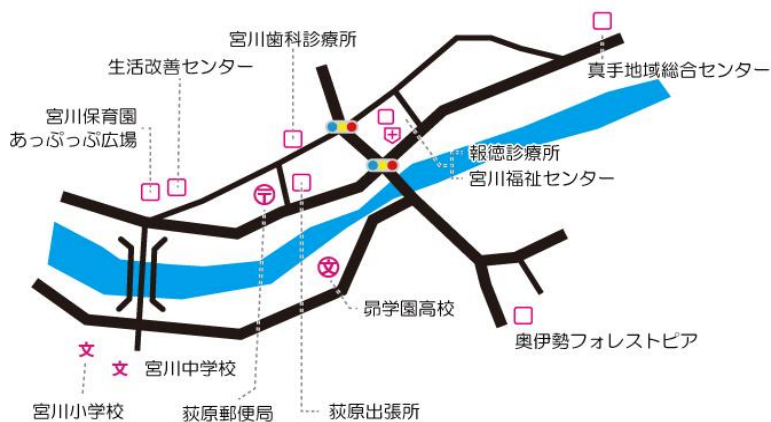
大台地域：川添地区



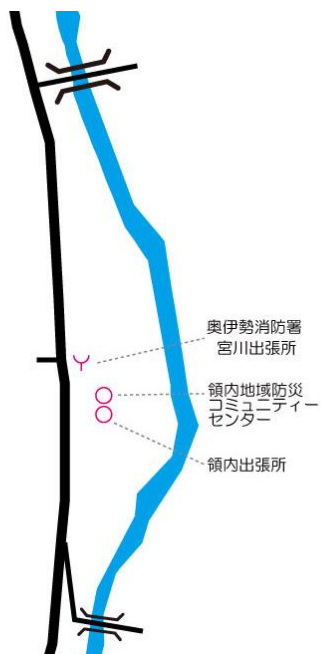
大台地域：三瀬谷地区



宮川地域：荻原地区



宮川地域：領内地区



宮川地域：大杉谷地区



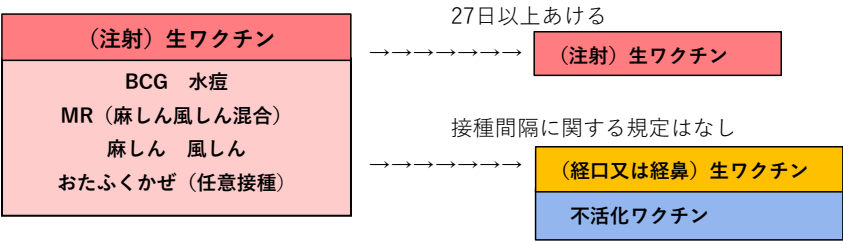
予防接種スケジュール
 前年度からの変更箇所…
 (赤字)

病気にかかりやすい時期を考慮して定められた期間です。接種が望ましい時期になったら、予防接種実施医療機関でご相談の上、接種を受けましょう。

:接種時期
 :標準的な接種期間
 :接種が定められている期間

予防接種の種類	受ける回数		法律などで定められている期間																	望ましい時期		
			6週	2か月	3か月	6か月	9か月	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳		13歳	
ヒブ (インフルエンザ菌 b 型)	初回：27～56日の間隔を開けて3回			↓	↓	↓				↓	生後2か月以上5歳未満			・接種開始が生後7か月以上12か月未満の場合は、初回2回、追加1回。 ・接種開始が12か月以上5歳未満の場合は、1回。								生後2か月以上7か月未満
	追加：1回																			初回終了後、7～13か月の間隔をあけて1回		
小児用肺炎球菌	初回：27日以上の間隔をあけて、かつ12か月齢未満で3回			↓	↓	↓			↓	生後2か月以上5歳未満			・接種開始が生後7か月以上12か月未満の場合は、初回2回、追加は12か月齢後に1回。 ・接種開始が生後12か月以上24か月齢未満の場合は、60日以上の間隔をあけて2回。 ・接種開始が2歳以上5歳未満の場合は、1回。								生後2か月以上7か月未満	
	追加：1回																				初回終了後、60日以上の間隔をあけて、かつ12～15か月齢で1回	
B型肝炎	初回：27日以上の間隔をあけて、2回			↓	↓	↓			1歳未満												生後2か月～9か月未満	
	追加：1回																				1回目接種後、139日以上の間隔をあけて1回	
ロタウイルス (1価または5価のいずれか一方)	1価	2回接種（経口接種） 27日以上の間隔をおいて2回接種		↓	↓				1価の場合は 生後6週以上24週未満の間に2回接種。1回目は生後14週6日まで											1回目は生後14週6日までに接種 1回目接種後、27日以上の間隔をあけて2回目接種		
	5価	3回接種（経口接種） 27日以上の間隔をおいて3回接種		↓	↓	↓			5価の場合は 生後6週以上32週未満の間に3回接種。1回目は生後14週6日まで											1回目は生後14週6日までに接種 1回目接種後、27日以上の間隔をあけて2回目接種 2回目接種後、27日以上の間隔をあけて3回目接種		
五種混合 (百日せき・ジフテリア・破傷風・不活化ポリオ・ヒブ混合)	1期初回：20～56日の間隔をあけて3回									1期：生後2か月以上90か月未満								2期：11歳以上13歳未満			生後2か月以上7か月未満	
	1期追加：1回			↓	↓	↓			↓									↓			初回終了後、6～18か月の間隔をあけて1回	
	2期：2種混合を1回																			小学6年生		
四種混合 (百日せき・ジフテリア・破傷風・不活化ポリオ混合)	1期初回：20～56日の間隔をあけて3回									1期：生後2か月以上90か月未満								2期：11歳以上13歳未満			生後2か月以上12か月未満	
	1期追加：1回			↓	↓	↓			↓									↓			初回終了後、12～18か月後に1回	
	2期：2種混合を1回																			小学6年生		
BCG	1回					↓		1歳未満													生後5か月～8か月	
MR (麻しん風しん混合)	1期：1回								↓	1期：生後12か月以上24か月未満			↓	2期：5歳以上7歳未満で小学校就学前の1年間							1歳になったらなるべく早く	
	2期：1回																			5歳以上7歳未満で小学校に就学前の1年間 (保育園の年長児に該当する年齢)		
水痘	2回：3か月以上の間隔をあけて2回								↓	↓	生後12か月以上36か月未満									生後12か月以上15か月未満		
																				1回目接種後、6～12か月の間隔をあけて1回		
日本脳炎	1期初回：6～28日の間隔をあけて2回									1期：生後6か月以上90か月未満							2期：9歳以上13歳未満			3歳		
	1期追加：1回									↓	↓	↓				↓				4歳（1期初回終了後6か月以上の間隔をあけて1回）		
	2期：1回																			小学4年生		

(注1) 異なった種類ワクチンを接種する場合の間隔



不活化ワクチン
DT (ジフテリア・破傷風混合) 子宮頸がん予防 四種混合 (百日せき・ジフテリア・破傷風・不活化ポリオ混合) 五種混合 (百日せき・ジフテリア・破傷風・不活化ポリオ・ヒブ混合) 日本脳炎 ヒブ 小児用肺炎球菌 B型肝炎 注射インフルエンザ (任意接種)
(経口又は経鼻) 生ワクチン
ロタウイルスワクチン・経鼻インフルエンザ (任意接種)

いずれも接種間隔に関する規定はなし

(注射) 生ワクチン
(経口又は経鼻) 生ワクチン
不活化ワクチン

(注2) ジフテリア・破傷風（DT）二種混合2期、日本脳炎2期は接種時期に案内文と予診票を送付します。

(注3) BCGは生後12か月未満、MR（麻しん・風しん混合）1期は、1歳以上2歳未満、MR2期は小学校就学前の1年間（3月31日まで）の間に接種してください。この期間を過ぎると有料になります。

問い合わせ▶
 健康ほけん課
 ☎82－3785